

のいちば穴、一さて此戯錢をもてうつことは意錢の名にも似つかはし、江戸にても本櫛子を用ひし也、故にむく打とも、むくろんげとも云り、明和の初の川柳點、むくろんげおぶつてするが上手なり、近頃は瓦にて作れる小き面がた、又は紋盡しなどを用ゆ、めんてう、紋打など云り、

〔守貞漫稿〕二十八 穴市

アナイチバ、アナウチノ訛也、穴打ヲ本トス、京坂ノ兒童行之、今世ハ錢ヲ用ヒズ、藥子或ハゼ、ガイヤヲ以テス、ゼ、貝江戸ニテ、キシヤゴト號ク、小螺也、

壁或ハ屏ノ下ニ亘リ二三寸ノ半圓形ヲ地ニ穿チ、三四尺前ニ一系ヲ引キ、コニ立テ藥子及ゼ貝ヲ投ゲ入レ、穴中ニ納ムヲ勝トシ、若一二粒ニテモ穴外ニ出ルモノハ、別ノ藥子錢貝ヲ以テ打當之ヲ勝トシ、打過ルヲ負トスルノ戯ナレドモ、右ノ藥子ゼ、ガイトモニ賭物トスル故ニ官禁アリ、藥子ハ皮ヲ去リ黒子ヲ用フ、號テツブト云、粒也、皮ヲ未去物ヲムクロジト云、手玉ニハ用之、又京坂ノ小兒錢ヲゼ、ト云、是ニ用フ、小螺代錢ノ意ニテ、ゼ、ガイトイト云、ナラン。○中略右ノアナイチヲ、今世ノ小兒ハカボイレノ戯ト云、

今世ノ兒童ノアナイチト云ハ、地上ニ横ニ二系ヲ引ク、二系ノ間三四尺也、下系ノ下ニ立テ上系ノ上ニツブ及ビゼ、貝ヲ投散シ、同物一粒ヲ以テ打當ルヲ勝トス、一粒ヲ以テ當ル料ヲ玉ト云、此玉ニ用フツブニハ、内ヲ空ニシ鉛ヲ納ルモノアリ、ゼ、貝ニハ無之、

〔諸事留〕天保三辰年十月廿二日

一土ニ而面形又は紋杯を作り、彩色いたし候、子供覗之品を以、小兒共集り、右品を投、當り候者之勝ニ相成、勝負致候由、錢ニ而取遣り不致候共、勝負之筋者同前ニ而、幼年之者共、風俗にも抱り、不宜儀ニ付、以來右體之儀爲致申間敷候○中略右之通被仰渡奉畏候、仍如件、